

○玖珠町手話言語条例

令和5年3月17日玖珠町条例第14号

玖珠町手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造するうえで不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を用いて意見や気持ちや考えを視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する社会的認知と普及は進んでいない。

このような状況のもと、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を地域で支え、手話を使って安心して暮らすことができる玖珠町を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念、町の責務、町民及び事業者の役割並びに総合的かつ計画的な施策の推進について定めることにより、全ての町民が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、町民が手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(町民及び事業者の役割)

第4条 町民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 町は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により策定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）の規定により策定する障害福祉計画において、次に掲げる施策を定め、総合的かつ

計画的に実施するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による円滑な意思疎通の支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策
(財政措置)

第6条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。